

第一百七十二号議案

東京都建築安全条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都建築安全条例の一部を改正する条例

東京都建築安全条例（昭和二十五年東京都条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

第八条の二中「第八十五条第五項及び第六項」を「第八十五条第六項及び第七項」に、「第八十七条の三第五項」を「第八十七条の三第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第四十四号）附則第一条第二号に規定する日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第四十四号）の施行による建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。